

平成28年 6 月20日

各 位

会社名 株式会社メディビックグループ
代表者名 代表取締役社長 窪島 肇
(コード番号 2369 : 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員管理本部長 川畑 譲
(Tel: 03-5439-9691)

(訂正)「和解による訴訟及び反訴の解決に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

平成28年6月17日に開示しました「和解による訴訟及び反訴の解決に関するお知らせ」の記載内容に一部訂正すべき事項がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

【訂正前】

1. 訴訟の提起から反訴、和解に至るまでの経緯

メディビック社は、平成27年2月13日付「子会社の固定資産の譲渡に関するお知らせ」にて開示のとおり平成26年8月6日に固定資産の譲渡を決議し、平成26年10月31日に以下のとおり、今後検査・培養事業の周辺業務の事業パートナーとなる臨床クリニックであるART社に固定資産であるクリニック施設（以下「当該固定資産」という。）を譲渡いたしました。

当該固定資産の譲渡にあたり、当初、工事請負契約として締結したものの、当社としては、建設業を営んでいないため売上ではなく、固定資産の譲渡として処理を行いました。

そのような状況において、平成27年9月25日にART社より、当該固定資産に対し瑕疵が存在し、メディビック社並びに当該設備の設計を行った設計会社に対しその瑕疵補修に変わり金77,870,835円の支払いを求める本件訴訟を提訴されました。

これに対し、メディビック社と設計会社は、ART社の瑕疵についての主張が曖昧であり、当該固定資産譲渡に対する支払いも一切なされていないことから、本件訴訟に対し、本件訴訟の拒否及び当該固定資産の代金等58,021,205円の支払いを求める反訴を平成27年12月22日に提起いたしました。

本日、裁判所の和解勧告に基づき、全面和解が成立いたしました。

【訂正後】

1. 訴訟の提起から反訴、和解に至るまでの経緯

メディビック社は、平成27年2月13日付「子会社の固定資産の譲渡に関するお知らせ」にて開示のとおり平成26年8月6日に固定資産の譲渡を決議し、平成26年10月31日に以下のとおり、今後検査・培養事業の周辺業務の事業パートナーとなる臨床クリニックであるART社に固定資産であるクリニック施設（以下「当該固定資産」という。）を譲渡いたしま

した。

当該固定資産の譲渡にあたり、当初、工事請負契約として締結したものの、当社としては、建設業を営んでいないため売上ではなく、固定資産の譲渡として処理を行いました。

そのような状況において、平成27年9月25日にART社より、当該固定資産に対し瑕疵が存在し、メディビック社並びに当該設備の設計を行った設計会社に対しその瑕疵補修に変わり金77,870,835円の支払いを求める本件訴訟を提訴されました。

これに対し、メディビック社は、ART社の瑕疵についての主張が曖昧であり、当該固定資産譲渡に対する支払いも一部しかなされていないことから、本件訴訟に対し、本件訴訟の拒否及び当該固定資産の代金等58,021,205円の支払いを求める反訴を平成27年12月17日に提起いたしました。

本日、裁判所の和解勧告に基づき、全面和解が成立いたしました。

以上